

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業に関する協定書（案）

川崎市（以下「甲」という。）、京浜急行電鉄株式会社（以下「乙」という。）及び〇〇（以下「丙」という。）は、川崎市若者文化創造発信拠点の整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、丙の提案による施設等の整備・運営の実現を図ることを目的とする。

（建物の表示）

第2条 本協定は、次に掲げる建物（以下「本件建物」という。）を対象とする。

- (1) 名 称 川崎第3京急ビル
- (2) 所在地 川崎市川崎区駅前本町、21-12
- (3) 面 積 1,179.77 m²

（建物使用貸借契約の締結）

第3条 乙は、甲と令和4年3月を目途とした本件建物の使用貸借契約（以下「貸借契約」という。）締結に向け協議を行う。

- 2 甲は、公募要領に基づき丙が提案した内容を基に、丙と令和4年3月を目途とした本件建物の使用転貸借契約（以下「転貸借契約」という。）締結に向け協議を行う。
- 3 貸借契約及び転貸借契約にかかる賃料はそれぞれ無償とする。
- 4 本件建物の存する土地および本件建物にかかる公租公課については、甲乙丙協議の上決定するものとする。
- 5 丙は、やむを得ない事情により提案内容と異なる形で事業を実施する場合は、事前に書面による甲及び乙の承諾を得なければならない。
- 6 丙の提案と異なる内容について、甲、乙または丙が要望した場合、その内容が著しく不合理と認められる場合でない限り、甲乙丙は誠実に協議を行い事業内容に反映するよう努めることとする。
- 7 甲、乙及び丙は、それぞれ互いに誠実に協議を行ったうえで、貸借契約及び転貸借契約を締結しがたいと判断したときは、これを締結しないことができる。この場合において、甲、乙及び丙は何らの責任を負わない。

（建物の権利関係）

第4条 貸借契約及び転貸借契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本件建物の貸付期間は令和7年3月31日までとし、丙は、その間、公募要領に基づき丙が提案した施設として使用しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 丙は、甲または乙に対して、前号の貸付期間の満了時に施設等の買取を請求することはできないものとする。

